

小樽市立地適正化計画策定委員会（第10回）会議録

[日時・会場]

日時：令和7年2月7日（金）午前10時00分～11時30分

会場：小樽市役所本庁別館 3階 第2委員会室

[会議次第]

1 開会

2 議 題

議題 小樽市立地適正化計画（案）について

3 その他

4 閉会

[議事]

1 開会

《建設部次長》

お疲れ様でございます。定刻より若干早いのですが皆様お揃いですので、ただ今から第10回小樽市立地適正化計画策定委員会を開催させていただきます。

本日はお忙しい中ご出席賜りまして誠にありがとうございます。

私は、本日司会を務めさせていただきます建設部次長の内藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、本日の出席状況でございますが、3名の委員が所用により欠席されています。本日の出席者は13名となっており、要項第5条第2項に規定しております会議の成立要件であります過半数を超えていることをご報告させていただきます。

次に、策定委員会の公開、非公開の件ですが、本日の策定委員会は公開ということで進めさせていただきます。

ここで、会議次第をご覧ください。資料の確認をさせていただきます。

事前配布資料は、右上に資料番号を記載しておりますが、資料1から資料5、参考資料1となります。

本日、机上に配布させていただきました資料は、次第、委員会名簿、簡易製本しております計画案の本編と概要版、そして説明資料、レジューメ、それと代表的な意見を青と黄色で着色しております参考資料1と参考資料2、参考資料3となります。

資料に過不足がございましたら、途中でも結構ですので、事務局までご連絡いただければお持ちいたします。

本日は時間に限りがありますことから、説明は主に机上配布させていただきました説明資料、レジュメ、それと参考資料 1、参考資料 2 の 3 種類でご説明をさせていただきます。

なお、会議終了後おおむね 11 時半頃を予定してございますが、計画案の市長への手交後、策定委員の皆様と写真撮影を予定しております。

会議の時間といたしましては、おおむね 1 時間半程度を目処とさせていただきたいと考えております。

それでは、この後の議事進行を委員長にお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

《委員長》

皆様、おはようございます。今日で最終日ということでございますが、第 10 回立地適正化計画策定委員会を始めたいと思います。

今日も大変お足元悪く、雪明かりの路の方では恵みの雪かもしれませんが、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

先ほど事務局からご案内もありましたが、本日は皆様のご意見を最終的に取りまとめたいと思います。

時間も限られておりますが、是非、皆様のご意見承りたいと考えてございますので、本日もどうぞよろしくお願いいたします。

本日は公開ということですので、傍聴希望者の人数について事務局からご報告いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

《建設部次長》

本日の傍聴希望者はいらっしゃいませんでした。

《委員長》

ありがとうございます。では、傍聴者なしということで進めたいと思います。報道機関の方の写真撮影については、これ以降はご遠慮いただきますので、ご協力をお願いいたします。

2 議題

《委員長》

早速議題に入りたいと思います。本日の議題は、小樽市立地適正化計画案についての1件です。事務局からご説明をお願いいたします。

《都市計画課主査》

建設部都市計画課主査の高橋です。どうぞよろしくお願いいたします。

計画案については、前回の策定委員会以降、庁内での協議に加え、国や道との協議、市議会議員への報告会などで御意見をいただき、微修正を加えた上でパブリックコメントを実施しておりますが、主に誤記や脱字などの修正、文言の追記や削除などで計画の内容に大きく関わるものではないため、この場での説明は割愛させていただき、本日は主にパブリックコメントの結果や説明会での御意見などについて御説明させていただきます。

それでは机上配布いたしました「説明資料」と青で着色しているA3版の「参考資料1」を御用意願います。まずは「説明資料」をご覧ください。

1ページをご覧ください。まず、「1 パブリックコメントの結果について」として、その概要を御説明させていただきます。この資料は、事前配布資料の「資料3」の概要となります。

実施期間は、昨年12月6日から今年1月6日まで、意見の提出者は14人、件数は57件、計画案を修正した件数は1件で、そのほかの意見については修正までには至らないと判断いたしました。

意見の概要としては「(1) 計画案の内容に関わるもの」が5件、一番下の「(2) 今後の参考にしたもの」が2件です。

「(1) 計画案の内容に関わるもの」55件のうち、修正したものが1件、修正せずに回答のみとしたものが38件、関連部署と共有し、具体の事業等を検討する際の参考としたものが16件としております。

また「(2) 今後の参考にしたもの」としては、町内会からパブリックコメントを求めるような行動が必要、全庁的な組織の設置が必要というご意見をいただいております。

次に2ページをご覧ください。このページは本日机上配布いたしました青で着色している「参考資料1」ですが、小さくて見づらいかと思いますのでA3版の「参考資料1」のほうをご覧ください。

今回のパブリックコメントでは、様々な御意見をいただいておりますが、この資料は、計画案の各章別、意見の内容別に、意見を要約し整理したことになります。

「計画に反映すべきとする意見や質問」が19件、「計画に否定的な意見」が20件、「関連部署と共有し具体の事業等を検討する際の参考としたもの」が16件、そして今後の参考としたものが2件として整理いたしました。

本日は、資料の黄色と青で表示しております代表的なものについて、御意見と市の考え方を説明させていただきます。

説明資料の3ページをご覧ください。まず「(1) 計画(案)の内容に関わるもの」のうち意見を踏まえ修正したのですが、修正前の図の都市計画区域の黄色い線が見つらいということで、右側の図のとおり都市計画区域の黄色い線を見やすくするとともに、角度を調整して地形の起伏を分かりやすくしております。

次に4ページをご覧ください。同様に「(1) 計画(案)の内容に関わるもの」のうち、計画に反映すべきとする意見や質問になります。

要旨としては『デジタル化による20、40年後の変化を想定し、計画に織り込むべき』ということで、資料には記載しておりませんが、桜にお住まいの方からの御意見となります。意見の概要としてはNo.39『40年後の将来はデジタル化が進み、市役所に行く必要がない、食材も安価にネットで調達できるということを前提として区域を再定義しては』との御意見です。

No.40は『40年後に存在する行政施設は何かといことを前提においた方がよいのでは』というご意見となっております。

市の考え方としては、No.39については『デジタル化の進展に伴う社会変化への柔軟な対応も含め、5年ごとに計画の進捗状況を精査・検討すること』、No.40については『40年後の将来の変化は予見できず、計画の範疇ではない』ということで『案のとおりとします』としております。

次に、5ページをご覧ください。要旨としては『空き家の解体に関することが大きな課題のはずであるが触れていない』ということで、同様に桜にお住まいの方からの御意見となります。

市の考え方としては『空き家については所有者等において適正に管理することが必要』であること、また『必要に応じて市が管理等を促す方策を検討する旨を記載している』ことから『案のとおりとします。』としております。

次に6ページをご覧ください。「(1) 計画(案)の内容に関わるもの」のうち計画に否定的な意見として整理したものになります。

要旨としては『コンパクト・プラス・ネットワークは、公共交通網を充実させなければ、絵に描いた餅で終わる』ということで、蘭島にお住まいの方からの御意見となります。

市の考え方としては『ネットワークは個別の対応で将来的に確保するのではなく、

多様な移動手段の組み合わせを含めた包括的な視点での確保に努めることになりま
すので、案のとおりとします。』としております。

7ページも同様に計画に否定的な意見として整理したもので、要旨としては『効
率的に住民サービスを提供するため「ゆとり居住エリア」の居住者に公共サービス
が限定的になることを了解して欲しいということか』ということで、最上にお住ま
いの方からの御意見となります。

市の考え方としては『居住者が少なくなる「ゆとり居住エリア」では公共サービ
スが限定的とならざるを得ないこと、直ちに限定的となるのではなく、集約の過程
においては日常生活に必要な一定の公共サービスは維持していくこととしているこ
とから、案のとおりとします。』としております。

8ページも計画に否定的な意見として整理したものです。要旨としては『「立地
適正化計画」と「消防署蘭島支所の廃止」は両立しない』という蘭島にお住まいの
方からの御意見となります。

市の考え方としては『「消防施設」については、国の指針等を踏まえ、誘導を図
る施設として想定していない施設であり、別途、市の消防体制に係る個別の計画等
により配置が決められるものであるため、案のとおりとします。』としております。

9ページも計画に否定的な意見として整理したもので、要旨は『適正地に移れと
いうのなら市は援助してくれるのか。』などということで、お住まいは未記載であ
りました。

市の考え方としては『市の援助を前提にするのではなくご自身のライフステー
ジの変化などに応じ、無理のない範囲において居住環境の選択を検討していただくも
のである』としております。

10ページの「関連部署と共有し、具体の事業等を検討する際の参考としたもの」
ですが、要旨としては『立地適正化計画に西部地区活性化のエキスを一部でも盛り
込んで欲しい』ということで、蘭島にお住まいの方からの御意見となります。

市の考え方としては『本計画はマスタープランであり案のとおりとし、関係する
部署と共有し、具体の事業等を検討する際の参考とさせていただきます。』として
おります。

11ページも同様に参考としたものですが、要旨としては『除排雪、墓地に関す
る課題を追加、空き家対策と連動した施策を展開すべき』ということで、桜にお住
まいの方からの御意見となります。

市の考え方としては12ページと同様に『案のとおりとし、参考とさせていただきます。』としております。

12ページも参考としたもので、要旨としては『銭函駅から星置経由の循環バス

を運行し、銭函3丁目が星置に近いということを人口対策に生かして欲しい』という銭函にお住まいの方からの御意見となります。

市の考え方としては『案のとおりとし、参考とさせていただきます。』としております。

パブリックコメントにおける代表的な意見と市の考え方については、以上になります。

続きまして「参考資料2」をご覧ください。「小樽市立地適正化計画（案）に係る説明会意見等の概要」です。昨年末、市内4会場で説明会を開催し、様々なご意見をいただきました。

蘭島会館と塩谷サービスセンターでの説明会については、行政運営や人口対策などの計画に関するご意見以外の意見が多い状況にあり、また説明会に参加し、出された御意見を再度パブリックコメントでも出されている方が多く、重複している御意見もございますが、計画に関する主な御意見を報告させていただきます。

①蘭島会館では『地域特性活用居住区域は「自家用車に依存しながら」というが、路線バスが減便されている中で車が運転できなくなったらどうするのか。』という御意見

②塩谷サービスセンターでは『夕張ではコンパクト政策を進めたが、結果として失敗している。小樽もそうなるのではないか。』という御意見

③銭函市民センターでの御意見は『立地適正化計画が制度化されてからすでに10年が経過している。他の市町村はすでに策定し施策を進めている。小樽の対応が遅すぎる。』『地域内にラルズ規模の商業施設が少ない。工業地を活用することはできないか。』『40年後の小樽市の人口が約4万2千人と推計されているとのことだか、銭函地域の占める割合が全人口の1割と考えた時に40年後には4千人となる。現在の施設を維持できるのか疑問である。』などがありました。

④市民会館では、計画全般の御意見として『概要版が分かりづらく、理解が難しい。』『行政のみでは無理で、市民と一緒に40年先を見据えてとのことだか、見捨てられていると感じないよう、より多く市民に説明していくことが大事である。』

『塩谷や高島などが一般都市機能誘導区域に指定されているが、古くから歴史や文化が育まれてきた重要な地域である。これを将来につなげていく必要がある。』

区域・施設・施策関連では、『区域外に住んでいるが、人口減少が進む中では仕方がないと思う。将来、区域内への移転を考える際に固定資産税の減免などがあるとその判断につながるのでは。』『将来、まちなかへの移転を考えているが、策定後に施策などをどのように進めていくかなど、今後のアクションについて教えて欲しい。』というご意見をいただいております。

説明会においていただいた御意見に対して事務局から回答させていただきましたが、立地適正化計画に対しては一定のご理解が得られたものと考えております。

説明資料の13ページをご覧ください。今後の予定について御説明させていただきます。

本日の策定委員会において委員皆様のご了承が得られましたら、来週14日に開催予定の都市計画審議会に諮問し御意見をお聴きした上で、3月下旬に計画を策定したいと考えております。

なお、この計画は公表することにより届出制度などの法的な効力が発生することになります。そのため市民生活等への影響を考慮し、策定後の4月から6月まで3か月間の周知期間を取り、7月1日に公表し届出制度を開始いたしたいと考えております。

説明は以上となります。ご協議のほどよろしくお願いいたします。

《委員長》

ありがとうございます。

主に住民説明会でのご質問やご意見、それからパブリックコメントの内容、あらましについて、またこれに対する事務局としての回答、対応について説明いただきました。

計画全般に対するご意見、また総括的なご発言は後ほど、いただきたいと思います。

まず市民からのご意見に対する対応について、案を示されておりますが、こちらにつきまして皆様からご意見あるいはご質問をいただきたいと思います。いかがでしょうか。様々な計画を策定する際にはこういったパブリックコメントや住民説明会を行いますが、やはり市民からは非常に関心の高い計画であって、比較的多くの市民の方のご出席、あるいはパブコメでの意見の提出が多かったように私も見ております。

修正は1件のみで、その他については原案のままといった案が示されておりますが、こちらについて皆様いかがでしたでしょうか。

はい。A委員。

《A委員》

8ページの『計画の内容に関わるもの』の消防署蘭島支所の廃止のところの、市の考え方の説明の後半の部分に『消防施設についてはこの計画に含まれず、別途市の消防体制にかかる個別の計画等による』とありますが、これは具体的にはどのよ

うな計画、または委員会があるでしょうか。

《委員長》

こちらは事務局からお答えいただきましょう。この後半の記述の『個別の計画』について具体的に何かあるのだろうかというご質問です。

《建設部主幹》

どちらかというと消防施設というのは人の生死に関わる、安全・安心に関わる部分で、この立地適正化計画で想定しているのは日常市民が使われる生活サービス施設という部分で、それを計画的に集約していこうという計画。国の方でも、消防施設に関しては『誘導施設』に想定していない部分であり、別の視点でのものということになります。この配置がどこで決められるかという御質問でよろしいですか。

《委員長》

具体何かそういった計画は実際にあるのですか。

《A 委員》

実際にその不利益を被るのは住民ですから、計画がないのに「こういう計画がありますよ」と説明しても、その辺をきちんと説明しないとコンセンサス取れないのではという気がします。

《建設部次長》

計画についてですが、例えば『〇〇計画』とか『〇〇委員会』といった具体的な消防施設の配置計画というものはないので、それぞれの消防署が管轄するエリアや人員などは消防の方で事務的に考えていきますので、町内で個別の稼働能力を加味しながら検討していくといったことをここでは表現させていただいています。

《A 委員》

言っている意味はわかるのですが、住民にしてみれば結局こういう内容で立地適正化計画が実施されてきて、多分住民の人たちにとっては消防署についても1つのものなんですね。インフラのこと、他のことについても色々な意味で考えていると思います。

それをこういう形で『この計画は他のことで網羅されるので、これとは関係ありません』と言ってしまうのが果たして親切な説明なのかという気はします。私は住

民の代表の立場としてそういうような意見が言いたいのです。

《委員長》

ありがとうございます。

おそらく計画そのものを修正すべきということではなくて、納得いただくためには説明の工夫をしなくてはならないといったご指摘ではないかと思っております。

ちょっと踏み込んだ解釈かもしれませんが、今回の立地適正化計画によって誘導施設というものがいくつかのジャンルというか領域において並べられていて、これらについては正に誘導、長い期間をかけて集約を図っていかうというものです。したがって、ものによっては届出制度をもって一定の法的な制約がかかってくる都市機能誘導区域以外の区域については、そういった開発が一定程度抑制されているということになるわけです。

他方で、先ほどの消防署などの命に関わるようなものについては、逆に言えば誘導区域外においても一定の必要性というものが認識されたならば、この計画を超え、むしろ立地させていくことができる、そういうことではないかと理解をしております、『今後、作られます』とお約束することはもちろんできないのですが、この立地適正化計画がブレーキをかけていくということにはならない、という私の解釈としては、わかりやすいのではないかと思いますというわけですが、なかなか苦しいところでしょうか。

《建設部主幹》

補足ですが、この蘭島の消防支所に関しては再度、地元の説明に入るそうなので、おそらく住民の方にもその話が出てくると思います。そういった中で個別の計画等の説明も住民との説明会などに含まれる部分だと思いますので、そういうことでご理解を願えればと考えています。

いずれにしても消防支所ですから、市民の安全、生死に関わる部分もございますので、また別の視点という部分もあるところです。

《委員長》

もちろん、これは蘭島西部にお住まいの方として切実なご意見、受け止め方だと思いますが、市、行政の立場として見れば、今回、立地適正化計画においてこの都市機能誘導区域あるいは居住誘導区域を提示したところに、消防署の廃止というものが重なった。このことがやはり大きな不安を与えていると。これはある意味仕方ないことと言いますか、理解できる点かと思えます。

また、市内の他の地域においてもこの計画が進んでいくとどんどん公共施設が削られていくのではというような理解の仕方が広まるのはあまり望ましいことではないと思いますので、ぜひ、計画の考え方、それが今後こういった消防のような施設をこの計画において急速に削減をしていくといったような印象・理解、これはあえて誤解と言ってしまいましたが、そういった印象を持たれない、そんな不安を与えないような説明が必要だと思います。蘭島地区においては再度説明会が予定されているということですし、他の地域の皆様にも繰り返しこの点について、市民に過度な不安を与えないというのはこの計画の推進にあたっては必要な配慮であると思いますので、この辺りは丁寧な進め方をお願いしたいと思います。

A 委員、そんな形でよろしいでしょうか。

その他いかがでございましょうか。B 委員、お願いします。

《B 委員》

13 ページのスケジュールなのですが、令和 7 年、今年の 7 月 1 日に計画公表して、届出制度開始とありますが、この届出というのは、区域以外に一定規模の何か造成、家を建てる時に届出が必要だということなのか。

《建設部主幹》

はい。一番わかりやすいのは、概要版の最後の 7 ページ左側になりますが、居住誘導区域の区域外における届出、その下に都市機能誘導区域の区域外における誘導施設に関する届出ということで、基本、居住誘導区域に関しては、区域外における住宅の開発等の動きを把握するため、届出が必要になっています。その内容としては開発行為も建築行為も基本 3 戸以上の住宅を建築しようとするときには届出が必要になります。

ただ、一般の 1 戸建てや二世帯住宅を建築しようとする場合に関しては、届出は不要になりますので、特に気になさなくていいと。基本的にはアパートとかそういうものを、区域外に立てるときには届出が必要になってきます。

都市機能誘導区域内、区域の区域外における誘導施設に関する届出ということで、これはどちらかというと事業者の方々が関係してくる部分になりますが、基本、誘導施設を区域外に建てる時は届出が必要になってきます。

その誘導施設というのが、右側のページにあります。区域ごとに誘導施設を設定していますが、その施設を区域外に建てる時に届出が必要になってきます。

《委員長》

その制度が施行されるのが、今年の 7 月でしたか。

《建設部主幹》

そうです。我々としても届出はどうしても必要になりますので、住民に対する周知、特に建築業界などへの周知が必要になってくると思います。

一般の市民の方たちは、家建てる時はおそらく建築事業者に頼むと思いますので、あまり気になさらなくてもいいことになるかと考えています。

その3か月間の中で建築事業者や不動産業者といった方たちには、色々な場で説明差し上げたいと考えています。

《B 委員》

この周知が 1 番ポイントだと思うので、できれば従来はこうだが 7 月 1 日からこうなるというような対比の表のようなものを作ると、事業者もわかりやすいし、一般市民にもわかりやすいのではないかと思う。これだけ見ても、一般市民はこれそういう意味だろうと思わないので、従来はこうだが 1 日からこうなりますよというような書き方をしてもらえると非常に理解しやすい。

《建設部主幹》

わかりました。いずれにしてもこのご意見を参考にさせていただきながら、市民にわかりやすい資料の作成に努めて行きたいと思います。

《委員長》

はい、ありがとうございます。

立地適正化計画はマスタープランの一部ですので、そういう意味では理念的な要素が大変強いところがあります。具体的にこの制度については、明確に提示することが必要だと思いますので、ここはぜひ工夫、ご配慮をお願いしたいと思います。

まさに、この先ほどのスケジュールのところで、公表というのが 7 月 1 日になっていますが、公表と同時に制度開始というのやや違和感がありまして、計画策定、市長決済、その 3 月下旬と同時がいいのか、ないしは 4 月 1 日がいいのかわかりませんが、公表というのはもう少し前もって市民周知が行われて、7 月から届出制度開始というのが自然な気がします。

《建設部主幹》

これは、都市再生特別措置法上、公表をもってその届出が開始されるとなっておりますので、このようにならざるを得ない形です。

《委員長》

そこは、行政手続きに則っていただくということで。

《建設部主幹》

市民的にはわかりづらいのではという部分はあります。

《委員長》

4月から6月の間に市民周知とありますので、少なくとも市民が知ることができるのはどこからなのか、今の私のような誤解が起きないように工夫をしていただきたいと思います。

C委員お願いします。

《C委員》

『法的効力を発する』と言われましたが、今言われたことが法的なことの全容でしょうか？

《建設部主幹》

その通りでございます。

《C委員》

今の制度でいくと、今の建築用途については、例えば蘭島や塩谷に移住されて、その後そこで民泊をやりたいとなった時にそれが3戸以上の民泊をやりたい時に引っかかるということはないのか？

《建設部主幹》

基本的には、建築基準法上の住宅についてです。建築の担当より補足説明します。

《都市計画課主査》

民泊ですが、『民泊』と言っても旅館業法上の簡易宿所であることも結構あるので

すがそれは住宅にあたりませんが、民泊という用途は基本的に住宅となります。

住宅の用途の民泊になると、稼働が180日以内などの制限があります。その民泊になると、住宅と同じ扱いなので、もし3件一緒になると届け出の対象になる可能性があります。

《C 委員》

簡易宿所であれば、いいですね。

《都市計画課主査》

簡易宿舎ですと、住宅ではありませんので不要です。

《C 委員》

今の、この届出制度の枠にあてはまらない。

《都市計画課主査》

アパートタイプで3戸以上のもので、それが最初から民泊で使うとなると、住宅という扱いで確認申請出されることになるので、届出の対象になります。

《C 委員》

はい、わかりました。もう少しわかりやすい何かが欲しいですね。

《建設部主幹》

その辺についても分かりやすい資料を作って、周知していくように考えてございます。

《B 委員》

これは届出をしたら、不許可になる可能性もあるのか？

《建設部主幹》

基本ありません。国の手引きによれば、例えばその居住誘導区域からかなり離れたところに例えばアパートとか建てるなどといった場合に極力その計画の見直しを考えてくださいといった指導的なことはしていくような形になりますが、今のところ勧告までは行かず指導的なものになるという認識でいます。

いずれにしても、強制的なものではないといったことでご理解をいただきたい。

小樽は観光都市という部分もありますので、基本的にはその支障にならない形でやっていきたいと考えております。

《委員長》

この区域の考え方、ベースにはやはり法的な意味での都市計画が当然ありまして、用途地域あるいは市街化区域、市街化調整区域といったものに関して本計画が触れるものではなく、もう少しソフトな部分で今回の区域、その線の重みみたいなものがあるのだと。ここは全体として運用を図っていく、そんな考え方ではないかと私は理解しているところです。

その他いかがでしょうか？これは疑問だというものがあれば、出していただけると大変ありがたい。

はい、A 委員お願いします。

《A 委員》

この計画上の届出の表現は法律ではどのように表現をされているのでしょうか。例えば届出が必要という表現はどこに書いてあるのでしょうか。

《建設部主幹》

都市再生特別措置法の第 88 条になりまして、法文そのまま読みますと『立地適正化計画の区域のうち、当該立地適正化計画に記載された居住誘導区域外の区域内において、都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為であって住宅その他の居住の用に供する建築物のうち、市町村の条例で定めるものの建築の用に供する目的で行うもの、又は住宅等を新築し、若しくは建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為を行おうとする者は、これらの行為に着手する日の 30 日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施工方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を市町村長に届出なければならない。』となっています。

《A 委員》

届出なので、許可とか認可といった法律行為は発生しないため、罰則というのは、全く考えられないと私は理解したい。『届出なければならない』ということであれば、届出行為ですから、許可とか認可は全くあり得ないですね。そこをちょっと確認したかった。

《委員長》

概要版の最後のページの説明でも、開発の動きを把握するためということで、もちろんその中で何らかのお願いであるとかご相談というのはあり得るかもしれませんが、厳密な意味での許認可ではないので、そこは間違いなく運用していただければと思います。

はい、D 委員。

《D 委員》

私もやはり法的な効力が発生するということで、色々な事業者さんが不安に感じると思います。

概要版の 6 ページの右下に『交通ネットワーク』や『交通網形成計画との連携』というところに記載がありますが、交通事業者に関わるもので何か法的なものがあるのでしょうか。

《建設部主幹》

届出制度以外に、交通事業者に対する制限といったものはございません。あくまでもこの届出制度のみということになります。

《委員長》

ありがとうございます。他はいかがでしょう。

今日はもう 1 点議題がございますので一旦こちらに進みまして、最後は順番にマイク回しますので、ぜひ総括的なご意見、コメント、この 10 回振り返ってということで承りたいと思います。

それでは、事務局の方にご説明お願いします。

《建設部主幹》

本日、机上配布しております参考資料の 3 を見ていただきたいと思います。
今後、計画策定が完了しましたら、計画書の冊子を業者に依頼して印刷製本をする予定です。その計画書の表紙のデザイン案を事務局の方で作成しております。

このデザインの考え方、コンセプトとしましては、本計画は、法律上、第 2 次小樽市都市計画マスタープランの一部という位置付けになっておりますことから、都市マスと立地適正化計画の 2 冊を並べた時に、違和感がないようなデザインにしてはどうかという委員長のご助言がございまして、それを基に考えた表紙案となっております。

本日は、これら３つの案から、委員の皆様のご意見を参考に表紙デザインを決定したいと考えております。

少しお時間を取りますのでご覧いただきまして、良いと思うものについて、挙手でお答えいただければと思います。

《委員長》

実は最初、もっとカラフルで色々な案をお示しいただいていました。それぞれ特徴もあって良かったのですが、この立地適正化計画は、最終的には都市計画マスタープランに溶け込んで、一体となって運用されていくというものでもございますので、別冊というわけではありませんが、今このＡ案、Ｂ案、Ｃ案、それぞれの背景になっている運河のデザイン、写真画像を少し加工して絵画のような形になっているデザインですが、これが現在の都市計画マスタープラン本編の表紙になっています。

これを一部修正と言いますか、加えて別冊、別本のような形が良いのではないかという私のお願いを聞いていただきました。

この３案で挙手をいただいて、大きく決まればその方向で、もし割れるようであれば、事務局案をもう１回ご説明いただく。挙手に入る前に、もう少し違う考え方があのではなど何かご発言があれば、ぜひ参考にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

はい、副委員長。

《副委員長》

大したことではないのですが、Ｃ案だけ『小樽市立地適正化計画』の文字のフォントが大きいように見える。これは統一なのか、Ａ、Ｂ、Ｃで決まったとして文字のサイズは変えられるのですか。

《建設部主幹》

基本的には同じ文字サイズで作成したつもりでしたがＣ案だけがたまたま少し大きくなってしまいました。サイズは変えられます。

《副委員長》

特段の意図はないですね。

《建設部主幹》

そうです。

《委員長》

丁寧にご覧いただいてありがとうございます。

どれがいいかということ、この後挙手いただきます。色合いと言いますか、そこをまずご覧いただいて、それを踏まえてその文字の大きさなどについては、調整できるということでございます。

ここはお好みかと思いますので、あまり悩むところでもないかと思いますが、よろしいでしょうか。A、B、Cの順番で挙手をいただきます。

それでは、A案がいいという方は。（挙手なし）

B案がいい方。（4名挙手）

C案がいいという方。一番多いですね。

多数決で決めるものでもございせんが、委員の皆様としてはC案。色合いとしてはコントラストがはっきりして、下方に重心が来るようなデザインかもしれません。先ほどE委員からもありましたが、これだと文字は小さい方がいいということですか。

《副委員長》

（文字サイズについては）Cの方がいいかと思います。

《建設部主幹》

大きさですね。わかりました。はい、それも参考にさせていただきます。

《委員長》

マスタープランの冊子と体裁が非常に似ていますので、立地適正化計画だということがよりはっきりとわかるようなレイアウトとなるよう、この先は事務局にご尽力をいただきたいと思います。

それでは11時20分に終了予定ということですので、ここからは、先ほどご案内の通り皆様に一言ずつご発言をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

《D委員》〔関係団体が推薦する者（公共交通）〕

私は、一昨年の途中から参加させていただきました。本当に難しい会議だなとい

う実感で、本当に最後までよくわからないところもあった中で、大変申し訳ないのですが最後のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

《委員長》

ありがとうございました。お力添えありがとうございました。

それでは E 委員、お願いします。

《E 委員》 [市民を代表する者（公募）]

銭函に住んでいるものですから、小樽の中心の方はなかなか来ることがないのですが、こういう風に中心の方でやっているのだなと思いながら見ていました。

銭函に住んでいる人は、あまり小樽市民という意識がなくて、札幌の中の銭函なんていう風に考えている人も結構多いです。そんな中でも、計画ではあまり見捨てられていないという感じがしたので、引き続き銭函にも少し目を向けながら、このような計画をさせていただければと思います。ありがとうございます。

《委員長》

ありがとうございます。銭函の説明会でも色々な方からご発言いただきました。ぜひこちらも関心持っていただき、引き続きよろしくお願いします。

F 委員、お願いします。

《F 委員》 [関係団体が推薦する者（都市機能・福祉）]

この 4 月から委員をさせていただいて途中参加になりますが、かなり紆余曲折があって当初から大幅に延長になったとのことで、策定委員の皆さんは元より事務局の皆さんも大変ご苦労されたことと思います。

この計画に基づいて、小樽市の 40 年後が市民にとって住みやすい町になっていることを願っております。以上でございます。

《委員長》

ありがとうございました。まさに紆余曲折と言いますか、4 年の期間の委員会でございましたが、なんとか皆さんのお力でここまでこられたと思っております。

それでは、G 委員。

《G 委員》 [市民を代表する者（公募）]

パブリックコメントの中でも結構出ていましたけど、この計画にはマイナスイメ

ージがあるようなので、市民周知にあたっては是非とも、これがマイナスではなく小樽市民にとってメリットがあるということを前面に打ち出して説明した方がいいと思います。先ほど言われたように、届出だけであってこれを否定するものではないのだから。

パブリックコメントに出ていましたが『移れて言うなら公費で賄って移るべき』という考えの人がいたみたいですが、冷静に考えれば、最終的には当然、人が住んでいないところを公費で本格的な除雪するわけがないのだから。夕張市の例にもあるように、本当に破綻してしまったら、だんだん公助というのは薄れてくるものだというのは皆さんわかられていると思いますので、ぜひとも説明にあたっては丁寧に、これはマイナスじゃなくて、小樽市のためにこういうものを作るにあたって、国からの補助とか援助なりが引き出せるものだということを説明してください。以上です。

《委員長》

ご指摘ありがとうございます。どうしても痛みを伴うみたいところが強調されてしまいましたが、ただパブコメの中にも『もっと強く推進していくべきだ』とより踏み込んだ計画の進め方、スピード感を持って、というようなご発言があったと私は認識をしております。

悪いこと、マイナス面だけということではなくて、ご指摘のように、メリットより中長期的な意味での小樽のための計画だ、ここを確認をした形で進めたいと思います。ご指摘ありがとうございました。

それではH委員、お願いいたします。

《H委員》 [関係行政機関の職員（国）]

この委員会には、今年度の4月から参加させていただきました。この計画自体につきましては、委員の皆様、事務局の皆様のご尽力でここまで出来上がったと思っております。

意見ではないのですが、こういう計画は国でもたくさん作り、自治体さんにも色々な計画を作るように促してはいるのですが、作りっぱなしのようなものも世の中にはたくさんあるのではと個人的に思っています。今後、この計画を市民や小樽市役所の中の関係部署でもきちんと共有して、みんなの共有意識で推進していくことが必要だと思いますし、この計画がうまく回っているのかどうかも今後丁寧に見ていくことが必要ではないかと思っています。

この計画策定にあたりまして、本当に皆様、お疲れ様でございました。

《委員長》

ありがとうございます。

計画を作っておしまいというのは1番よくないことだと思いますので、これを今後活用していく段階に、ここでますます計画の実現に向けて、それから5年に1度、やはり計画の見直しといった任務もありますので、今後も小樽市の社会情勢をきちんと見極めながら、よりの確な計画の運用を進めていきたいと考えております。ありがとうございます。

I 委員、お願いします。

《I 委員》 [関係行政機関の職員(道)]

私も4月1日に移動してきました、今回も含めて2回ほど会議参加させていただき、勉強になりました。

私は12、3年ぐらい前に、道庁の都市計画課におりまして、その時に小樽都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を担当させていただいたのですが、その時感じたのは、やはり小樽は地形の関係もあって、市街化区域はそれほどないコンパクトなまちだと思ったのですが、もうそれを上回るぐらい10何年前から人口が減っていて、人口密度的には市街区域内の人口密度はちょっと低いと感じたところです。やはり全国的にもこういう計画を立てないと、人口減少に対して市街地が伸びればある程度維持しないと、この前の下水道の陥没じゃないですが、インフラも維持できないってということで、こういう計画は必要と感じているところです。

あと、ここに来る前は道庁の道路課の市町村道係というところにおりまして、市町村道の交付金を国に申請を上げるという部署にいたのですが、何年か前から国も交付金を配るときに、立地適正化計画を立てている市町村と立てていない町を峻別するという通知が出ています。住民の方からは自分たちに何がメリットあるのかというお話があったのですが、国からの交付金などでも、計画をある町とない町ってというのは全然違うという、なかなか住民の方にそれは説明しづらいところではありますが、そういうところではこの計画を生かして小樽のまちづくりがさらに良くなることを祈念しているところです。

最後に、居住誘導区域の届出について提案なのですが、これは多分、建築確認申請の時にチェックする項目になるんですね。例えば都市計画法の53条の時と同じでチェックする項目になると思うので、建築確認申請をあげる人が、実はこの届出が必要だと言われると混乱すると思うので、私が前にいた都市計画課の時に、新たにこのような建築確認申請上で届出が必要になるような事象があった場合は、今回は7月から届出、運用となっているのですが、その前からわかる段階で、小樽

市さんと建築指導課さんで特定行政庁なので全て建築確認申請を行われると思うのですが、その部署から例えば4月ぐらいから『7月からこういう届出が必要です』と業者さんにリーフレットなどを配布すればスムーズに行くのかと思いますので、ちょっとしたアドバイスじゃないですが感じたところです。以上でございます。

《委員長》

具体的なお助言ありがとうございます。ぜひそこは工夫をして、現場で混乱が起きないように形で進めていただければと思います。

C委員、お願いします。

《C委員》 [関係団体が推薦する者（市の基幹産業）]

今まで観光まちづくりというのは我々も考えてはいたのですが、現状ではオーバーツーリズムで駅から天狗山、駅から水族館までのバス路線が途中で乗れないという現象が出てきています。

コンパクトシティにした時にそれがダブってもっと乗れなくなる。かたや人口が空いてきたのでコンパクトにする、かたや観光都市宣言、観光立国をやっていてお客さん来てください。これがダブった時にパンクするのはわかっていて、それどうするのかというのが大きな疑問で、今回の計画も片方から見たもので全部まとまっているのですが、これにいろんな事情が重なってくるのです。これをどう今後対処していくかという時に、5年で見直すというこの時間のスパンが少々不安だなと。観光オーバーツーリズムというのは、つい3ヶ月、4ヶ月前には考えられていないので我々も困っているというか、すごいと思っている。皆さんが対応しきれない状況があるので、これが一過性なのか続くのかが非常に大きな問題なのですが、データとしてどこかが、毎年積み重ねていって、5年後どうするかの見直し会議は必要なので、ちょっと5年は頻度が少なすぎるのかと、観光の今の流れからするとそんな気がしています。

今の塩谷、蘭島あたりはサマータウンとしては非常に観光的には付加価値が高いので、違った形での開発は将来あるかなと思いますが、それはあくまでも観光面からなので、その辺も加味しながら毎年のデータを積み重ねていただきたいと思います。以上です。

《委員長》

ありがとうございます。朝里や銭函も随分人が集まったと聞いております。

先ほど、5年と申し上げましたが、実はこの計画の上位計画であるマスタープランも5年に1度の見直しということだったと思いますし、また総合計画第8次に向けて動き始めるだろうという中で、おそらく上位計画にもこれまでなかった関係人口というような文言と、これは個人的な予想ですが、観光もまたまちづくり、都市計画上の大きな要素だという認識で、徐々に変わってくるだろうと思っております。観光は他都市に比べて小樽はアドバンテージの領域だと思っておりますので、いずれこの立地適正化の中にもそういうものが反映されてくるのではないかと考えてございます。

ご指摘ありがとうございました。

それではA委員、お願いします。

《A委員》 [市民を代表する者（地域）]

東南部の住民、市民代表して、この会議に2年ほど前から参加させていただいています。私の質問は専門的な質問ではなくて、市民の目からの質問をさせていただいているつもりです。

事務局の方には色々とお手数かけまして、色々なことを調べていただきましてありがとうございました。

また、歴史遺産を研究する部門や団体の会長や副代表などをやっているものから、蘭島やその周辺の遺跡の重要性などもお話ししたら、ちゃんと計画の中に取り入れていただきまして、本当に我々としては嬉しく思っております。

最後に事務局の方にお伺いしたいのですが、この2年の資料を全部取ってあるので山積みになっていて、これが策定されて答申したら私には必要のないものになるのですが、処理はどうしたらいいのでしょうか。

《建設部主幹》

いずれにしても、廃棄してもよろしい物でございます。

今後、これまでの策定委員会の資料を全部ホームページで見ることができるようになりますので、今まで我々が配布した資料は廃棄していただいても構わないですし、もし廃棄しづらいという場合は我々が引き取りに行きます。

《委員長》

非公開で決めた部分もあるので、その資料については取扱注意ではないのかというようなご趣旨だと思います。ここは各委員にお任せして、取扱いに不安があるということあれば事務局の方から回収に上がり、そうでなければ、知らないところで

何か不具合が起きないように形の処理、処分をお願いしたいという取り扱いでいかがでしょうか。最後に大事な確認でございました。また歴史、文化というものを反映していただきまして、ありがとうございます。

それではＪ委員、お願いします。

《Ｊ委員》〔市民を代表する者（地域）〕

先ほどからの色々と話題にも上がっておりますが、北西部の代表で参加させていただいております。私も最初は、かなり立地適正化計画に対して抵抗勢力の一員として、というのは事務局の意見を聞くと、もう目の先の事が大事で将来のことではないんですよね。その後、色々な話を聞き、資料も良くなってきて、説明を受けて自分としては納得してはいたのですが、最終的に蘭島や西部での説明会では、皆さん今でもあまり納得してないような気がしておりますので、もっと将来の話だとか目の先の話もいっぱいありますが、経緯説明をさらにしてもらえるとありがたいというのが要望でございます。塩谷桃内の理事の方にも了承していただきましたので、大体は、８割、９割は納得、私自身は納得しています。

それからもう１点（表紙案について）Ａ、Ｂ、Ｃの案とありまして、私はＢ案に手あげました。と言うのはＣ案について、白抜き文字に水色で枠取りがありますよね。それが非常に見にくくて、目のせいもあるかもしれませんが、そんなこともあって、私は字も大きい、読みやすいと思ったＢ案に手を挙げました。

色々ことで発言させて頂きました。どうもありがとうございました。

《委員長》

ありがとうございました。最後はその読みやすさですね。

塩谷、蘭島、やはりこれも時間かけてじっくり会話をしていく、そんなご示唆をいただいたと思います。ありがとうございました。

《Ｋ委員》〔市民を代表する者（地域）〕

私もこの委員をやってから４年近くになります。

この委員をやっていて１番衝撃的だったのは、小樽市の人口が何十年後にはもう半減すると、さらに昨年あたりには小樽は消滅可能自治体だという新聞報道で、ショックでした。

この立地適正化計画策定委員会に関わって計画を進めた関係上、小樽の各町内会、今１４７あるのですが、その将来がどうなるというところまですごく心配になって町内会の再編も後々は考えていかなければならないことも含めて、今回、総連

合町会の理事会で事務局から各連合町会の会長さんに説明していただきました。
今、私も連合町会の会長さんはみんなもう 70 代、80 代ですから、そんな将来のことはわからない、あるいはそんな聞いてないというような話しをしながら、じゃあその後の町内会どうするかということも絡めて意見を言っていました。やはりその 5 年ごとのチェックについて、それから今の若い人も含めてわからない人が多いので丁寧に立地適正化計画のあり方や推進の仕方、将来像という部分はきちんとその都度で周知が必要なのではということ、5 年ごとの見直しについてもその過程の部分や結果、その時に将来像が変わったりした時にも丁寧に説明していただきたい、という意見もありました。

この立地適正化を推進せざるを得ない、推進していかないといけない状況を踏まえて、より関係ある部署なり、あるいは市民に丁寧に説明することによって、より良い計画推進になるのではと考えております。

《委員長》

ありがとうございます。町会がまちづくりの最小単位だと思いますので、ぜひ今後も関心をお持ちいただいて、対話を続けていく、この部分についてはぜひお力添えいただきたいと思います。

それでは B 委員、お願いいたします。

《B 委員》 [関係団体が推薦する者（都市機能・商業）]

私からはこの立地適正化計画の必要性をもっと市民に訴えるべきじゃないのか。先日の道新にはこの計画を作ること、さっき他の委員も言っておられましたけども、国の補助が取りやすくなるというのが 1 番の大きな目的だと思います。言い方は色々あると思いますが、それを市民にもっと訴えるべきだということと、その記事に 10 万以上の都市でまだ策定してないのが小樽と帯広と書いてありました。もう 10 年も経っているわけですから、もうこの適正化計画を策定した都市があるので、その事例、策定した結果こうなったというような良いのも悪いのも含めて調査してそれを市民に公表するのも、必要性を訴える 1 つの手段かだと思いますので検討したいと思います。

《委員長》

ありがとうございます。早いところは 10 年前から出ています。都市計画会や学会でも総括したり振り返ったりという動きが出ておりますので、小樽市はその分、そういった先行事例をキャッチアップしながら、良い計画の作り方、運営、運

用に努めてまいりたいと思います。大変ありがとうございます。

それでは副委員長、よろしくお願いします。

《副委員長》

まずは、4年間、この計画に携わられた事務局の皆様、役員の皆様、本当にありがとうございました。

私自身、初めての経験でどうすればいいのかわからない中で、色々ご示唆いただきながら色々なこと勉強させていただき、時には火炎瓶みたいなコメント投げたら皆様から厳しいご意見をいただいて反省しながら、できる限りのアイデアをぶつけてみようということで取り組まさせていただきました。

特に印象に残っているのは商工会議所の若手の方々とのワークショップを開かせていただいた時に、小樽にこんなに力強いメンバーがいるんだ、それがこの先の小樽を支えていくんだ、じゃあその人たちが嬉しいようなまちってどんなまちだろう、あるいはその子どもたちがそのまちに住み続けて『父ちゃんみたいにやるんだ』と思えるようなまちってどんなのだろうということを通じてすごく想像しながらこの会に参加させていただいておりました。

今日の議題で、この計画が大きくまとまって市民の方から声をいただいた、パブコメが得られたというところで、コメントを見させていただくと市にとってかなり厳しいコメントも少なくなかったのかなと思いますし、一方で見方を変えてみると、住民の方の生活にとって切実なものを、これまでの委員の皆様からも出ているコメントと全く等しいと思うのですが、やはり密着したものとして意見が上がってきているのかと思います。

今回の対応としては、市の対応はすごくちゃんとしていると私自身は思っておりますが、この個別施策に関わるもの、強く関わるものは、やはりここのコンセプト・チャルな計画には書き込みにくいというのは正しいと思います。

ただ一方で、今後展開すべき個別施策にいかにかこのコンセプトを有機的に結びつけて、複数の事業にまたまたがるものも綺麗に結びつけて展開していくことが非常に重要だろうと思いますし、そのためのアイデアがこの厳しいコメントの中にも含まれているのではないかと思います。すごくヒントをいただいていると思うと、大変ありがたいなと私は見させていただいておりました。

例えば交通ネットワークについて、皆さんのコメント見るとすごく多いと思いますので、交通ネットワークの部分をついていくのかがやはり市民の皆様の関心が高いところでしょうし、一方で「コンパクト・プラス・ネットワーク」について「コンパクト」にするには「ネットワーク」がないと無理だと思いますので、

今後の検討をぜひお願いしたいと思います。

逆にそういう部分がうまくできてしまえば、ひょっとすると波に乗ってうまくいくのではないのかと思いますので、ぜひお願いしますということを申し上げたいのと、最後に喋ると1番不利でございまして、ほとんど言われてしまっているのですが、やはり今、劇的に社会の情勢が変化している中で、いきなり施策をこう有機的に結びつけた、完璧だという計画はおそらく立たないと思います。5年後にはもうすでに陳腐化しているようなものが出来上がっていると思うのです。なので、PDCAサイクルの充実というのがかなり重要な位置を占めると思います。そのためには、データの蓄積も非常に重要ですし、定量的、時には定性的に冷静に分析して次の施策を展開するというのが非常に重要だと思います。なので、PDCAサイクル、強くうまく回されることを私の強い希望とさせていただきます、最後のご挨拶させていただきます。ありがとうございました。

《委員長》

ありがとうございました。副委員長には、有識者、専門家として加わっていただいておりますけど、また併せて子育て世代の代表ということでもあり、様々なご示唆をいただきました。実は事務局を交えた作戦会議に何回もご参加いただいております、その中でこの計画が10年後、20年後、30年後にそもそも間違っただのではないかと、そんな計画になってしまえば後悔する、こういうご指摘もありながら、後々の小樽市の市民から、この結果あってよかったと、そんな風に評価してもらえる、そんな計画を作りたいという、こういう高い志で様々なご助言をいただいております。この場を借りて、お礼申し上げたいと存じます。

ちょうどいいお時間になってまいりました。私からもお礼と思いましたが、あまり度々重ねましてもどうかと思いますので。

先ほど確認しましたら、実は2021年10月22日というのが初回でございました。その間、委員の方々の入れ替わりということもございましたけれども、またちょうどコロナの最中でこの会議の運営も大変にご苦労がありました。委員の皆様には大変ご迷惑とお力添えいただきました。この場を借りまして、改めて委員の皆様にお礼を申し上げ、また事務局の皆様にも、労いをお伝えしたいと思います。大変ご苦労様でございました。

以上を持ちまして、この第10回の策定委員会を閉じたいと思います。

マイクと進行の方を事務局の方にお返しいたします。お願いします。

《建設部次長》

それでは、長い時間ありがとうございました。これにて立地適正化計画策定委員会を終了させていただきます。

この後の都市計画審議会の中で大きな変更がありましたら、もう 1 度開かせていただく可能性もありますが、これが最終になるかと思います。長い間、大変ありがとうございました。